

令和5年度第4回川崎市子ども・子育て会議 教育・保育推進部会 議事録

■ 開催日時

令和6年3月13日（水）午後6時00分～

■ 開催場所

オンライン会議及び本庁舎15階局会議室

■ 出席者

（1）委員

- | | |
|--|---------|
| ●公募委員 | 今岡 健太郎氏 |
| ●社会福祉法人川崎市社会福祉協議会施設部会保育協議会 会長 | 奥村 尚三氏 |
| ●社会福祉法人川崎市社会福祉事業団
川崎市南部地域療育センター地域支援係長 | 小林 雅之氏 |
| ●東京家政大学／東京家政大学短期大学部児童学科保育科 教授 | 佐藤 康富氏 |
| ●公益社団法人川崎市幼稚園協会 会長 | 鈴木 伸司氏 |
| ●公益社団法人川崎市医師会 副会長 | 関口 博仁氏 |
| ●田園調布学園大学みらいこども園 顧問 | 長南 康子氏 |
| ●洗足こども短期大学幼児教育保育科 教授 | 坪井 葉子氏 |

（2）行政所管課・事務局

- | | |
|--------------------------|--------|
| ●保育・幼児教育部保育対策課課長 | 坂口 真弓 |
| ●保育・幼児教育部保育第1課課長 | 岡田 健男 |
| ●保育・幼児教育部保育第2課課長 | 徳永 のり子 |
| ●保育・幼児教育部幼児教育担当課長 | 田中 和佳子 |
| ●保育・子育て推進部運営管理・子育て支援担当課長 | 荒井 敬之 |
| ●総務部企画課課長 | 北川 直子 |
| ●総務部企画課担当係長 | 熊島 豊和 |
| ●総務部企画課職員 | 柴田 直紀 |

■ 配布資料

- 資料1-1 教育・保育施設及び地域型保育事業の利用定員の設定状況について
資料1-2 教育・保育施設の利用定員の設定について
資料1-3 教育・保育施設の利用定員の変更について
資料1-4 地域型保育事業の利用定員の設定について
資料1-5 地域型保育事業の利用定員の定員変更について
資料1-6 事業廃止予定の教育・保育施設及び地域型保育事業について
資料2 「こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業」について

資料 3 保育士の年齢別配置基準の見直しについて

参考 1 川崎市子ども・子育て会議教育・保育推進部会委員名簿

参考 2 川崎市子ども・子育て会議教育・保育推進部会行政出席者名簿

参考 3 川崎市子ども・子育て会議条例

■ 傍聴者

なし

1 開会

2 議事

※摘録につき「である」調で記載しています。以下、ポイントを抜粋して記載。

議事 1 教育・保育施設及び地域型保育事業の利用定員の設定状況について（審議事項）

○資料 1 をもとに所管課から説明。

<質疑等>

【関口委員】

保育所などで、コロナ以降少子化が進んでいることによって定員割れするところが非常に多く、運営に支障を来しているところや閉鎖を検討しているところも多々あると伺っているが、これに対して川崎市は何か対策を講じているのか。

【保育対策課長】

今、川崎市においては就学前児童数の減少を受け、定員割れまたは定員減等を検討している施設は多々あるが、他の自治体と比較しても、未だ利用申請率は増え続けていて、令和 6 年 4 月の保育所等の利用申請においても、幸区と多摩区においては保留者数が多く、待機児童発生の可能性を考慮しながらアフターフォローに臨んでいる。そのため、川崎市においては待機児童対策と並行して、少子化対策をどのように行っていくかということについて、引き続き検討が必要な状況である。

議事 2 こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業について（報告事項）

○資料 2 をもとに所管課から説明。

<質疑等>

【今岡委員】

3 点伺いたい。1 点目は、こども誰でも通園制度の対象児童は 6 か月から 2 歳の未就園児となっているが、3 歳になってしまった未就園児については対象外になるのか。

2 つ目は、利用方法と実施の方法で月 10 時間とあるが、例えば何時間以上の利用からだとか、下限の設定はあるのか。それとも、保護者が自由に決められるのか。

3点目は、事業所への補助について、障害児を受ける場合とあるが、発達検査を受けていれば障害児と認められるのか。それとも、療育手帳等を持っていることが条件なのか、診断名がついていることが条件なのか、障害児の捉え方を伺いたい。

【保育第1課長】

来年度実施する試行的事業におけるルールということでの説明になるが、対象児童は3歳未満になっているので、3歳になると未就園児であってもこの試行的事業としては対象外である。

また、利用時間の下限の設定は特に設けない予定である。

最後に、障害児の定義については自治体が取扱いを決める部分になっていて、本市の試行的事業においては、療育手帳や障害者手帳等を持っている方を対象にしたいと考えている。本格実施に向けては、試行的事業の結果も踏まえて検討していきたい。

【佐藤部会長】

今後3月に周知し、募集をかけて説明していくとあるが、選定を行うに当たって、例えば各区3園ぐらいなのか、また、どのような公募の仕方をするのか、どういう説明をするのかについて、何か決まっていることがあればお話ししたい。そして、選考についてはどういう基準で選んでいくのかについて伺いたい。

【保育第1課長】

募集の施設数等は各区3園、全市で21園程度を予定している。地域的にも、あと実施する側としても、保育所だけでなく、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業、地域子育て支援拠点などが入ったような感じで、できるだけ多くの施設がバランスよく試行的事業で実施できることが望ましいと考えている。

どういう子が来るか分からないので、安全面に対してすごく懸念されていると思うが、基本的には事前に登録してもらうような形を考えている。事前にお話をして、どのような子が分かった上で利用してもらう。突然今日利用したいというのは現実的には難しいと思われるので、その辺りを考え方等として市は持っておかなければいけないと思っている。

あと、選考の基準は現在作成中である。

【佐藤部会長】

例えば、定期利用なのか自由利用なのか、一般型（在園児と合同）なのかなど、受け入れる側としては非常に不安があると思われる。あと、川崎区と中原区でモデル事業として実施したところでのノウハウや、こういうことをきちんと考えておいたほうがいい、あるいは、非常に苦慮したことなどを、募集の段階で共有できればよいと思われる。

【保育第1課長】

国の示している要綱の中で、市町村が実施園を巡回して支援することになってお

り、それは各区の保育総合支援担当という専門職が実際に回って、今年度の経験も踏まえて行う予定であるが、応募の段階でその辺りも具体的に見えるように考えたい。

【小林委員】

こども1人当たり月10時間という限度は少ない気がするが、これは本格実施においても大体これぐらいという想定か。

【保育第1課長】

月10時間という上限は国が定めている基準であるが、今の一時預かり事業や一時保育事業の利用時間などを参考に、月にならすとこのぐらいになると聞いている。ただ、国の検討会の中でも10時間ということに対してはかなり疑問を呈する意見も出ていて、見直すというようなことも聞いている。試行的事業に関しては、まずは国の定める基準に基づいて実施するつもりでいるが、その中で課題が出てくると思うので、本格実施に向けて、その辺りをしっかりと国に伝えていきたいと思っている。

【小林委員】

先ほど、障害児の定義について、今のところ試行的事業においては手帳を持っていることを想定しているということだが、3歳前で療育手帳を持っている子は少ないと思われる。実施する方としては、手帳を持っている子を障害児という定義があったほうがいい部分もあるかもしれないが、私が一番嫌だなと思うのは、小さい子の保護者に、そういうところに行って手帳を取って来るよう案内することになるが、もともとこども誰でも通園制度は、私の理解だと、少し育てづらい子でも虐待に至らないようにという趣旨もあったと思っている。言葉が悪かったら大変恐縮だが、例えば、遺伝子疾患などで、生まれたときから障害があり、今後も変わらないであろうという場合だと比較的早い段階で手帳を取られるが、虐待に至るような子、いわゆる精神発達のほうに課題があり、少し育てづらい、かんしゃくがひどい子の場合、2歳代までに相談に来ていただき、手帳の取得を勧めるのは、親御さんにもよるが、非常に苦しいと思われる。だが、そういうお子さんを持っている親御さんこそ使ってほしい制度だと思うので、その辺りも試行を踏まえて検討していただきたい。

【鈴木委員】

対象施設として幼稚園を入れていただいたというのは、少し協力できる幼稚園があればいいなという思いで伺っていたが、今日が3月13日で、22日にその要項を確定させ、3月中に説明会をされるというスケジュールは、時期的に少し厳し過ぎる。利害関係者として市の方針を伺ったときにも、なるべく早く、今まで経験をしていない歳児の子たちを対象に幼稚園が実施するとなったら、相当の環境や人的な準備を進めなければ、軽々しく受けられない。なので、具体的に受ける幼稚園の手が挙がるのか心配をしている状況である。

実際に、箱と人の準備をしなければいけないし、説明会ではきちんと示されると思われるが、平日は毎日設定しなければいけないのか、週に何日かでもいいのかなど、そ

の辺りのことも、具体的に手を挙げる幼稚園には相当関わってくる内容と思われる。

現時点で説明会の日程もお示しいただいていない中で、これから年度末の日程でどれだけの園がその話を受けられるのかというのはとても心配である。具体的に3月中に説明会を行い、応募を受けて庁内で審査会を開いて選定をする。そうすると結果通知は恐らく4月に入ると思われるが、6月からスタートするのに、4月になってからでないと結果が分からないというのは、厳しいと感じている。

佐藤部会長からもお話が出ていたが、私もこの会議で過去2回くらい、モデル事業の実態を質問しているが、お答えをいただいていない状況である。どれくらいの人を利用して、どのような状況かというのを聞いているが、それが出てこない。一時預かり、一時保育の形でやっているというのは伺ったが、それが果たしてどんな利用実態なのかというのは、その説明会の段階ではお示しいただきたい。

それから、保育所としては気軽に実施できるのかというのを伺いたいが、いきなり6か月以降のお子さんを、親子同時ではなく、こどもだけお預かりするということろで、今の話だと1時間の補助の給付と保護者の負担が300円ということは1時間1150円になる。それで施設として何人ぐらいを想定するか、このために準備しても利用がなければそこは空いてしまうわけで、現実的に考えたときに、その費用では実施できないというのが正直な感想である。川崎市が加算をする予定はあるのか伺いたい。

【運営管理・子育て支援担当課長】

今年度実施しているモデル事業の件について報告したいと思っているが、まだ事業の結果が出ていないので、年度をまたいでしまうが、次回辺りに報告しようと思っている。

今回、川崎区と中原区の保育・子育て総合支援センターにある一時保育事業を活用して実施しており、預かることによる保護者の負担軽減の効果検証というのを、保護者の方にアンケートを取り、預ける前と、3か月スパンでの預かりなので、その預け終わった後にもう1回アンケートを取って、そこでどのような効果があったかということを検証しているところである。

こちらの検証は市独自でやっているものではなく、国のEBPM推進室といって、事業の効果検証をやっている部門のほうで、今回参加した自治体が共通にアンケート調査をやっているが、それがウェブ回答で、回答はすべて国のほうに行ってしまう、自治体のほうにはそのデータが下りてきていないという状況なので、そのデータがまとまったら報告したいと考えているところである。

もう1点は、今回のモデル事業の中でやっていることが、支援の必要なお子さんに対して、どうやってケアをしていけばいいのかというところを、特に母子保健、保健師との連携というところで、少し気になるお子さんがいたときに、保健師や関係部署とどう連携して支援していくかというところの標準化に向けて、どういう視点でお子さんをチェックしたらいいのか、どのタイミングで保健師につないだらいいのかというところが、今まで各園の属人的な判断で行っていたところがあったので、そこを全市的に標準化するというところで、いろいろフォーマットを整えているところである。

【保育第1課長】

情報をお示しするのが遅れているということに関しては申し訳ないという気持ちである。市としても、国が12月上旬に第1弾を示して、なかなか追加で情報等が出ない中で、新しい制度なのでいろいろと決めなければいけないことが多く、調整する中でこの時期になってしまったというのが正直なところである。確かに、事業者側からすると、ぎりぎりに出てきて、それをやるかどうかを判断し、対策を伴うというのは大変難しいところだと思われる。今のスケジュールとしては、22日に募集を開始する。そして、募集要項等の資料はこの日に公開し、同時に質問の受付を開始したいと思っている。説明会は少し後になってしまうが、29日にオンラインで行うことを予定している。その1週間後ぐらいを質問の締切りにして、事業者から寄せられた質問へ回答したいと考えている。募集の締切りは、今のところ16日頃を予定していて、事業者の決定は25日ぐらいまでに行いたいと考えている。

今後、いただいた質問等にはできるだけ具体的に回答できるように、私ども努力していきたいと考えている。

また、単価については、庁内でも議論したが、令和6年度に実施する試行的事業に関しては、国基準に基づいて行う予定である。こども1人で利用した人数に応じて金額は決まるため、最低保障というのではなく、どのぐらい需要があるか分からない中で人を新たに雇わなければいけない場合に、事業者の収入がこども1人当たり1時間1000円程度なので、日数や回数を掛け合わせれば1人雇うのに幾らぐらい、何人何時間充てればいいのかというのは大体出るとは思われるが、本当にそれだけ来るか分からないということが課題だと認識しているので、この試行的事業を実施する中で検証して、国にもしっかりした制度になるように求めていきたいと考えている。

【奥村委員】

保育関係者もこの話はいろいろと聞いているが、やりましょうという話にすぐなるのかなというところと、年度途中で事業を開始するということは、今から職員を抱えておかなければいけないので、かなり法人等、施設等の財源に影響が出てくるだろうと思われる。

国の説明会の話を聞いていると、川崎の事業が非常にうまく回っていたという話も聞いている。あと、地方のこどもがいないエリアのほうがうまく回転し切れないなど、非常にうまくいったところと、なかなかうまくいかないエリアとで差が激しい、また、施設によって差が激しいなどと伺っている。

また、川崎市は一時保育を活用されているので、職員や居場所があったと思われるが、居場所と職員をこれから検討するということで、保育関係の法人たちもすぐに手を上げるという形にはならないのかなと思われる。各区3か所、21か所集めると言われているが、最初から21か所揃ったスタートは厳しいのではと思ったところである。

あと、この単価では赤字経営覚悟で始めなければいけないところが難しいところと、生後6か月以降のお子さんを預かることに関しては、保育所等はあまり問題なく受け入れると思うが、虐待のお子さん等を関知して、それを川崎市と連携するという

ようなところまで、民間が動けるのかなというところは私自身も不安視している。

【長南委員】

こども誰でも通園制度の一つ大きな趣旨として、この年齢のお子さんをお持ちの保護者の負担軽減が大きいと思っているが、実際にここに通うお子さんにとってどういう時間を過ごすことができるのかというところに不安もある。こどもの最善の利益という言葉もあるように、お子さんたちがここで過ごすときに、よりよい成長につながるという、その観点もしっかりと持って実施されることを切に望むところである。

【佐藤部会長】

先ほど、モデル事業において、国が定めたアンケート調査があつて、保護者にとってどうだったかということを検証するとあつたが、それだけではなくて、こどもたちがどうだったのかという観点で、そこに少し通うことによって、こどもなりの発達があり、楽しく毎日に過ごせるようになって、それによって保護者もととても楽になるというような、保護者だけではなくて、こどもにとってどうだったかというような、何かデータがあると良いと思われる。

【坪井委員】

制度としては非常に難しいと思っている。現実的に年齢の小さいお子さんを不定期に預かる大変さというところがあるので、もう既に一時的に子育て支援センターで実施しているのであれば、数例であっても、何かこういう大変さがある、こういうところがお子さんにとってはあまりよくないかもしれないなど、川崎市で掘っていることは共有していただけると、より、その後の進行について安心できると思われる。ただ大変な試みをされていることは本当に大事な一歩と思っているが、何か分かることがあれば小出しにでも開示していただければありがたい。

【佐藤部会長】

これから募集していく、あるいは保護者に周知していくに当たって、こども誰でも通園制度というのはよく分からないという市民もいるので、ホームページだけで公表をしていくのか、どのように周知していくのかも併せて検討いただきたい。

議事3 保育士の年齢別配置基準の見直しについて（報告事項）

○資料3をもとに所管課から説明。

<質疑等>

【奥村委員】

最後のところの今後についての令和7年度以降について、実際に1歳児の配置基準が変わった際に、川崎市はこれまであった補助的な職員配置をどの程度まで減らそうと考えているのか。国基準で増えたとしても、各園1名、1歳児クラスであれば20名ぐらいいたところでも1名ぐらいしか職員は増えないのではと思われる。逆に、4・5歳児のところは、25名以上いないと職員配置は増えないから、今、川崎市は休憩・

休息保育士など、その辺りの保育士基準については全国に先駆けて非常にすばらしい配置をされている。だから川崎市の職員たちは働きやすいということで、求人の際に集まっている。その辺りを外されてしまったら、かなり職員の配置が厳しくなり、今後は研修に出られないという状態にもなりかねないので、総合的には人数は変わらない配置をぜひお願いしたい。令和7年度の先の話ではあるが、今から予算を削っていくというような見解はぜひやめていただきたい。職員をこれ以上雇えなくなると、逆に川崎の保育園、認定こども園等は苦しくなってくると思われるので、ぜひ考え直しをお願いしたい。

【坪井委員】

その説明会の内容で少し分かりにくいところがあって、よく制度を知り、現状が分かっていると、その増減の見通しがあると思われるが、一般的な見方としては、国がそう言ったら、より川崎市も条件がよくなる、こどもに対して大人が増えるという認識になると思うので、誤解がないようにしていただきたい。

【佐藤部会長】

保育士の配置基準の改正について、こども家庭庁は就学前のこどもたちと言っているが、幼稚園には何も触れられていない中で、一般の市民の方から、保育園に通う人はいいいけれども、幼稚園に通っているこどもたちはどうなるのかという声が上がってきたら、どのように説明するのか、考えていることがあれば伺いたい。

【鈴木委員】

行政としてはなかなかお答えしづらい質問だと思われるが、今、私立の幼稚園は県の認可による園がほとんどで、神奈川県基準、国基準としては、現時点では1クラスせいぜい35人ということしか通知していないので、保育所のように3歳未満がないこともあるが、歳児ごとの定員というのは県の認可の基準としては分かれていない状況である。ただ現実としては、3歳児で35人1クラスというのはあり得ない状況で、平均すると20人台のクラスが多く、そこに複数の職員が配置されているという形が実態である。基準と言えば、まだ35人ということしか示されていない。幼稚園団体としても、職員の人数や園児数に対して1人の職員がどれくらい対応しているのかというのは毎年調査しているが、今の制度、基準というところでは、幼稚園はやはり35対1というお答えしかできない状況である。

【奥村委員】

もう一度言うておくが、民間の保育園で、東京都と横浜市に挟まれたところで職員確保がどうにかできているというのは、休みやすさ、休憩の時間の取りやすさなどの働きやすさである。東京都のほうは特別手当が川崎より上乘せが多く、横浜もそれに手当は多い。川崎市が一生懸命処遇改善しているのは確かだが、この書き方を見ると職員は減らすというように読み取れるので、川崎市も雇用対策だと思って維持していただきたい。

【保育第1課長】

今後の検討にはなるが、今、国基準にプラスして市加配の保育士を配置していて、国基準が増えると、今、市加配として加算でやっているところに公的な国庫が入るので、その分はそのまま市の収入とする議論はあるが、私どもとしては、今の市職員の加算制度を、人数を増やす形ではないかもしれないが、違った面で見直し等を含めて考えていきたいと思っている。先生方から率直な思いをいただいたので、それは受け止める必要があると考えている。

3 閉会